

# 江別市公民館・江別市コミュニティセンター・江別市民文化ホール

## 指定管理者の仕様書

江別市公民館・江別市コミュニティセンター・江別市民文化ホール（以下「公民館等施設」という。）の指定管理者が行う管理運営業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

### 1 趣 旨

本仕様書は、公民館等施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

### 2 施設の設置目的

#### (1) 江別市公民館

社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に基づき、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置する。

#### (2) 江別市コミュニティセンター

市民相互のふれあいの中で、生活、文化及び福祉の向上に寄与するとともに、地域経済活動の促進を図り、産業振興も含めた地域づくりの拠点として設置する。

#### (3) 江別市民文化ホール

市民の芸術文化活動の発展を図り、心豊かなまちづくりに寄与することを目的として設置する。

### 3 公民館等施設の管理に関する基本的な考え方

公民館等施設を管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 江別市公民館（以下「公民館」という。）については、江別市公民館条例（昭和57年条例第23号）、江別市コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）については、江別市コミュニティセンター条例（平成元年条例第17号）、江別市民文化ホール（以下「文化ホール」という。）については、江別市民文化ホール条例（平成9年条例第11号）のそれぞれ第1条に規定されている当該施設の設置目的に基づき、管理運営業務を行うこと。
- (2) 市民の平等利用の確保に努めること。
- (3) 個人情報保護を徹底すること。
- (4) 施設の設置目的や市の方針（江別市総合計画や江別市社会教育総合計画等）を踏まえ、施設の効用を最大限に発揮した事業の提案を行うこと。
- (5) 施設利用の促進を図るとともに良好なサービスの提供に努めること。
- (6) 管理運営業務に関する定期的な評価を実施し、改善に努めること。
- (7) 安定した管理運営体制の確保に努めること。
- (8) 利用者の安全確保に努めること。
- (9) 効率的な管理運営を図るとともに、管理運営費の節減に努めること。
- (10) 意見箱の設置や、定期的に利用者アンケートを実施するなど地域住民や利用者の意見を積極的に収集し、地域住民や利用者の意見を管理運営業務に反映させること。
- (11) 地域との連携や協働など、地域の活性化を図る運営に努めること。

(12) 地域景観及び環境に配慮した運営に努めること。

#### 4 公民館等施設の管理運営上の課題

公民館等施設は、上記2の目的を持って設置しているが、現状においては下記(1)のとおり管理運営上における課題がある。

指定期間における施設の管理運営については、下記(2)の記載事項に留意して行うものとする。

##### (1) 公民館等施設の管理運営における課題

各館とも開館から20年以上経過し、施設の老朽化が進んでいる。

##### (2) 公民館等施設の管理運営における基本方針

ア 施設の利用促進を図り、利用者へのサービスの向上や利用拡大に向けた方策の導入を行うこと。

イ 施設の老朽化が進んでいることから、施設の維持管理を含め適切な管理運営に努めること。

ウ 創意工夫を凝らした効率的な管理運営を行い、施設の効用を最大限に発揮させるための方策の導入に努めること。

#### 5 施設の概要

##### (1) 公民館

ア 江別市中央公民館 (以下「中央公民館」という。)

(ア) 所在地 江別市3条5丁目11番地の1

(イ) 構造規模 構造 鉄筋コンクリート造3階建 (うち2, 3階部分)  
延床面積 2, 499㎡ (コミュニティセンター含む)

(ウ) 構成 1階 事務室、応接室 (コミュニティセンター共用)  
2階 図書室、調理実習室、研修室、児童室  
3階 和室、研修室、工芸室  
その他 エントランス、廊下、階段、エレベータ、トイレ、機械室

イ 江別市野幌公民館 (以下「野幌公民館」という。)

(ア) 所在地 江別市野幌町13番地の6

(イ) 構造規模 構造 鉄筋コンクリート造2階建  
延床面積 2, 872㎡

(ウ) 構成 1階 ロビー、ギャラリー、ホール、研修室、和室、調理実習室、児童室、  
団体活動室、特別会議室、事務室  
2階 研修室、工芸室、視聴覚室  
その他 エントランス、廊下、階段、エレベータ、トイレ、機械室

ウ 江別市大麻公民館 (以下「大麻公民館」という。)

(ア) 所在地 江別市大麻中町26番地の7

(イ) 構造規模 構造 RC造2階建 (一部SRC造)  
延床面積 4, 430㎡ (文化ホール含む)

(ウ) 構成 1階 ロビー、ギャラリー、図書室、和室、研修室、視聴覚室  
事務室、応接室  
2階 研修室、工芸室、調理実習室  
その他 エントランス、廊下、階段、エレベータ、トイレ、機械室

(2) コミュニティセンター

ア 所在地	江別市3条5丁目11番地の1
イ 構造規模	構造 鉄筋コンクリート造3階建（うち1階部分） 延床面積 2,499㎡（中央公民館含む）
ウ 構成	1階 多目的ホール、会議室、控室、ふれあい広場 事務室、応接室（中央公民館共用） その他 エントランス、廊下、階段、エレベータ、トイレ、配膳室

(3) 文化ホール

ア 所在地	江別市大麻中町26番地の7
イ 構造規模	構造 RC造2階建（一部SRC造） 延床面積 4,430㎡（大麻公民館含む）
ウ 構成	1階 ホール（固定席453席）、リハーサル室、楽屋、多目的室 事務室、応接室（大麻公民館共用） その他 エントランス、廊下、階段、ホワイエ、トイレ、機械室

## 6 開館時間

午前9時から午後9時まで

## 7 休館日

(1) 月曜日

※ ただし、文化ホールは、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合を除く。

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

## 8 開館時間及び休館日の変更等

公民館については江別市公民館条例第4条及び第15条第3項、コミュニティセンターについては江別市コミュニティセンター条例第3条及び第14条第3項、文化ホールについては江別市民文化ホール条例第4条及び第15条第3項の規定により、指定管理者が特に必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

なお、変更及び臨時休館日を設ける場合には、事前に江別市教育委員会（以下「教育委員会」という。）への連絡を要する。

## 9 指定期間

令和4年4月1日から令和12年3月31日まで

## 10 法令等の遵守

公民館等施設の管理に当たっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法及び労働関係法令
- (2) 社会教育法
- (3) 江別市公民館条例

- (4) 江別市公民館条例施行規則
- (5) 江別市コミュニティセンター条例
- (6) 江別市コミュニティセンター条例施行規則
- (7) 江別市民文化ホール条例
- (8) 江別市民文化ホール条例施行規則
- (9) その他関係法令

なお、指定期間中に前9項に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容によるものとする。

## 11 管理運營業務の内容

- (1) 施設の管理運営体制に関すること。(複合館は、1館として配置する。)
  - ア 各施設に共通する担当者を確保し、その他各公民館に館長1名を配置すること。
  - イ 公民館事業の実施に当たり、社会教育主事の任用資格を有する者又は社会教育士を称することができる者を置くこと。
  - ウ 各施設に、管理運営の担当者として適正な人数を確保し、配置すること。
  - エ 職員の勤務形態等については、労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令を遵守し、適正な労働条件の確保やその他の労働環境の整備に努めるとともに施設の管理運営に支障がないよう定めること。
  - オ 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。
  - カ 市民サービスの向上及び利用者の拡大を図るため、ホームページの運営など啓発活動を行うこと。
    - ※ 上記職員配置体制については、業務計画書中、「3施設の安定運営」の「(2)長期的視点に立った職員体制・研修計画について」に記載することとし、その他、専門職員の配置等団体独自の提案については、同欄に詳細を記載のこと。
- (2) 事業に関すること。
  - ア 公民館においては、市の方針（江別市総合計画や江別市社会教育総合計画など）を踏まえつつ、社会教育法第22条に規定する事業を実施することとし、少なくとも以下の事業は必須条件とする。(各公民館共通事項)
    - (ア) 子育て及び子育て支援に関する社会教育事業
    - (イ) 成年者を対象とした定期的な社会教育事業
    - (ウ) 青少年を対象とした社会教育事業
    - (エ) 講習会、講演会、実習会等の開催
    - (オ) 社会教育団体等と連携した社会教育事業
    - (カ) その他、施設利用団体との連絡調整に関すること
  - イ 姉妹館盟約調印に係る次の事業を実施すること。
    - 大麻公民館と土佐市中央公民館との盟約調印（昭和61年度）に基づく交歓作品展
  - ウ コミュニティセンターにおいては、市の方針を踏まえつつ、次の事業を実施すること。
    - 市民を対象としたイベントの開催
  - エ 文化ホールについては、市の方針を踏まえつつ、次の事業を実施すること。
    - 「合唱団えぼあ」の活動促進に関する事業
    - ※1 令和元年度に実施した事業については、別表1を参照のこと。
    - ※2 事業実施に当たり、受講者から受講料及び教材費等を徴収することができる。
    - ※3 事業の実施内容等については、事業計画書に記載のこと。

(3) 施設の使用許可等に関すること。

ア 市民等が、施設の設置目的に沿って、公民館等施設を使用しようとする場合には、これを許可し適切に施設設備を使用させること。ただし、使用目的等が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるなど、各施設の管理運営上支障があると判断した場合は、使用を許可しないこと。(行政財産目的外使用許可を除く。)

イ 使用を許可した場合には、「10 法令等の遵守」の(3)から(8)に掲げる条例及び規則(以下「各条例、規則」という。)の規定に基づき、使用許可書を交付し、使用料又は利用料金の徴収を行うこと。

ウ 使用の許可を受けた者から使用の許可の取消し又は変更の申請があり、これを認める場合には、各条例、規則の規定に基づき、使用許可取消(変更)許可書を交付の上、不足額の徴収又は超過額の還付を行うこと。(還付については、利用料金制採用の場合に限る。)

エ 使用の許可を受けた者が施設の付属設備及び物品を使用しようとする場合に、これを許可し適切に施設設備を使用させ、各条例、規則の規定に基づき、使用料又は利用料金の徴収を行うこと。

オ 利用料金について減免を受けようとする者又は後納しようとする者があった場合は、各条例、規則の規定に基づく指定管理者の定めにより減免又は承認をすること。(利用料金制採用の場合に限る。)

カ 使用の許可を受けた者が使用に当たって特別設備を設置し、又は特殊物件を搬入しようとする場合は、内容を審査の上、相当と認めるときはこれを許可し、特別設備等設置許可書を交付すること。

キ 利用者の統計・記録に関すること

(4) 施設及び設備の維持管理に関すること。

ア 公民館等施設の適正な運営のため、次表の施設・設備等に関する維持管理業務を行うこと。

No.	業務名	法定及び基準		中央公民館 コミュニティセンター	野幌公民館	大麻公民館 文化ホール
1	清掃管理			○	○	○
2	機械警備			○	○	○
3	一般廃棄物収集運搬			○	○	○
4	エレベータ保守点検	法定	定期検査年1回	○	○	○
5	自動ドア保守点検			○	○	○
6	建築設備定期検査	法定	年1回	○	○	○
7	特殊建築物定期検査	法定	3年毎に1回	○	○	○
8	施設緑地管理			○	○	○
9	建物環境衛生管理等	法定	※1) 参照			○
10	貯水槽清掃等	法定	※2) 参照	○		○
11	除雪			○	○	○
12	排雪			○	○	○
13	空気調和設備等保守点検			○	○	○
14	危険物設備(A重油地下タンク)点検(漏洩検査・被加圧試験含む)	法定	年1回	○	○	○
15	舞台吊物装置保守点検			○	○	○
16	照明音響設備等保守点検			○		○
17	自家用電気工作物保安管理	法定	※3) 参照	○	○	○

18	直流電源装置点検					○
19	消防用設備保守点検・防火対象物定期点検	法定	年2回	○	○	○
20	ピアノ保守点検					○
21	その他(施設設備の良好な維持管理のための点検等)			必要時	必要時	必要時

注) 本表の「法定及び基準」欄は、最低基準としての「法定点検」内容を示したものであるから、当該施設で従前から行われてきた自主点検等も含めて、維持管理に遺漏なきよう実施すること。

※1) 水質検査年3回、排水管清掃年2回、空気環境測定年6回、ねずみ等の防除年2回

※2) 簡易専用水道の管理の検査(年1回)、水槽の清掃(年1回)

※3) 毎月1回。ただし、監視装置設置の場合は年6回(隔月)

イ 駐車場等外構設備の適切な維持管理業務を行うこと(植栽等を含む)。

※上記業務の実施内容等については、維持管理業務計画書に記載することとし、その他、各施設・設備等に係る業務提案については、業務計画書中「3施設の安定運営」の「(1)施設の維持管理計画について」に記載のこと。

(5) 環境への配慮に関すること。

ア 管理運営業務に当たっては、市が取り組みを進めている江別市環境マネジメントシステムに準じ、環境配慮行動の実践や、エネルギー使用の合理化に努めること。

イ 管理運営業務に使用する資材の調達等については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づき国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(総務省平成13年4月施行平成29年2月7日一部変更)に示す特定調達物品等の使用に努めること。

ウ 洗面所の手洗い洗剤については、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんの使用に努める等、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」が定める役務(22-6庁舎管理等)に示す清掃の判断基準及び配慮事項に留意すること。

(6) その他

ア 緊急時対策及び防犯・防災対策に係るマニュアルを作成し、職員に指導・徹底を図ること。

イ 個人情報保護の体制を取り、職員に周知・徹底を図ること。

ウ 管理運営業務の実施に当たっては、適切な保険に加入すること。

### 11-1 基準指定管理料等について

(1) 指定期間に係る基準指定管理料は8か年で1,491,803千円とする。

ただし、利用料金制を採用した場合には、8か年で1,369,739千円とする。

平成26年度～令和元年度の平均管理運営費用は別表2のとおり。

※基準指定管理料は指定管理料の目安となる金額であり、この金額を上回る又は下回る金額の提案を妨げるものではありません。

(2) 自動販売機の手数料収入等施設の管理に起因する収入は、指定管理者の収入とする。

### 11-2 修繕費の負担区分

(1) 修繕費は、その見積額が1件10万円(消費税及び地方消費税を含む)未満については指定管理者の負担により修繕を行うものとする。

(2) その他の修繕については、市及び教育委員会の負担により修繕を行う。ただし指定管理者の所有に係る

物品の修繕については指定管理者の負担により修繕を行う。

- (3) 修繕費の負担区分に疑義が生じた場合は速やかに市及び教育委員会と協議すること。
- (4) その他の負担区分については、別表 3 を参照のこと。

### 11-3 その他経理等に関する事項

- (1) 指定管理者が指定期間中に施設の管理運営経費により購入した物品については、市の所有に属するものとする。なお、備え付けの物品は別途提示する。
- (2) 指定管理者は、市の所有に帰属する物品については、江別市物品会計規則及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて行うものとする。また、指定管理者は同規則に定められた備品台帳を備えてその保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市及び教育委員会に報告しなければならない。
- (3) 指定管理者は経理規程を策定し、経理事務を行うこと。
- (4) 指定管理料は、団体が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理すること。
- (5) 市及び教育委員会は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地検査（立入検査）を行うこととする。

## 12 協議等

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の管理運営業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市及び教育委員会と協議し決定するものとする。

## ■事業実施状況(令和元年度)

事業名	開催場所	受講料	回数	定員	申込人数	参加者延人数
<b>1、公民館事業</b>						
幼児(親子)・児童対象						
幼児学級ひばり	中央公民館	600円	8回	20組40名	5組10名	30名
親子おしゃべりカフェ		無料	9回	限定無し	限定無し	42名
親子で楽しく英会話!		無料	1回	10組20名	7組15名	15名
お友だちと英語で遊ぼう!体験会		無料	0回	各10名	26名	開催中止
バレンタインケーキポップ作り		1,000円	1回	10組20名	6組12名	13名
親子リトミック教室		800円	0回	-	0名	開催中止
子どもえんぴつ教室		500円	8回	15名	9名	62名
親子ヨガ教室		1,000円	5回	10組20名	9組18名	48名
はじめての子ども料理教室		4,500円	8回	20名	32名	170名
親育ち応援団	野幌公民館	無料	4回	①②40組 ③④20組	68名	68名
親子で星を見よう		無料	2回	各15組	15組34名	34名
児童習字学級		無料	33回	16名	20名	497名
親子フラワーアレンジ教室		無料	1回	50組100名	53組129名	129名
親子おしゃべりカフェ	大麻公民館	無料	10回	限定無し	限定無し	60名
成人対象						
江別の自然講座～石狩川のお話し～	中央公民館	無料	1回	50名	16名	16名
筆ペン講習会～慶弔用袋の書き方のコツ～		600円	4回	20名	10名	31名
男のチューボー		3,500円	5回	24名	17名	69名
そば打ち体験講習会in江別		1,500円	1回	24名	16名	16名
初めてのゆかた着付け講習会	野幌公民館	無料	2回	20名	4名	5名
陶製の餅つきうさぎを作ろう!		300円	2回	16名	8名	16名
伝統のしめ飾り作り講習会		1,000円	1回	20名	16名	16名
まるごと江別グルメ料理講習会		5,000	5回	30名	18名	75名
そば打ち体験講習会in野幌		1,000円	2回	各20名	25名	24名
野幌健康セミナー「ロコモを防ごう」		無料	1回	50名	27名	27名
江別のホテル観察会		無料	0回	15名	18名	開催中止
陶芸関係(粘土・釉薬・道具)		無料	通年	限定無し	限定無し	限定無し
初めての自然散歩講座	大麻公民館	無料	2回	各20	16名	16名
年賀状の書きかた講習会		無料	1回	20名	9名	9名
木版画の年賀状作り講習会		800円	2回	24名	20名	34名
おせち料理作り講習会		2,000円	1回	24名	10名	10名
そば打ち体験講習会in大麻		1,500円	2回	各24名	28名	28名
大麻・文京台健康セミナー		無料	3回	各50名	131名	131名
はじめての「タティングレース」講習会		1,000円	0回	10名	10名	開催中止
江別の歴史を知ろう「江別の街の昭和の香り」		無料	0回	30名	31名	開催中止
その他						
のっぽろ公民館ワン・デイ・プラザ～館内宝探し～	野幌公民館	無料	1回	限定無し	限定無し	87名
クラシックコンサート(バイオリン&ピアノコンサート)		無料	1回	限定無し	限定無し	96名
もっと知りたい!クラシック音楽講座～躍動感溢れるマリンバの魅力～		無料	1回	60名	58名	58名
気まぐれロビーコンサート		無料	0回	限定無し	限定無し	開催中止
チャリティ販売品作り		無料	1回	限定無し	限定無し	2名
被災地の復興を祈って 黙禱・合唱(チャリティイベント)		無料	0回	限定無し	限定無し	開催中止
友好都市土佐市 姉妹館交歓作品展(土佐市開催)	大麻公民館	無料	1回	限定無し	限定無し	26名
クリスマス展		無料	1回	限定無し	限定無し	462名

■事業実施状況(令和元年度)

事業名		開催場所	受講料	回数	定員	申込人数	参加者 延人数
子ども対象							
夏休み	夏休み子ども教室 パステルアートでうちわ作り	中央公民館	300円	1回	10名	7名	7名
	夏休み子ども教室「かめ型メロンパン作り」		500円	1回	18名	19名	19名
	夏休み子ども教室「ふくろうの陶製ペン立て作り」	野幌公民館	無料	1回	20名	20名	20名
	夏休み子ども教室「和紙のランプシェードを作る」		無料	2回	20名	20名	37名
	夏休み子ども教室「ペットボトルのミニ水族館作り」	大麻公民館	無料	1回	20名	15名	11名
	夏休み子ども教室～くぎ打ちとんとん！ゲームボードを作ろう		無料	1回	20名	20名	20名
冬休み	冬休み子ども教室 レジキーホルダーを作ろう！	中央公民館	300円	1回	20名	9名	9名
	冬休み子ども教室 アイシングクッキー作り		700円	1回	20名	13名	13名
	冬休み子ども陶芸教室～動物雪だるまを作ろう！	野幌公民館	無料	1回	20名	21名	21名
	冬休み子ども教室 挑戦！初めてのパン作り		1,000円	1回	10名	4名	10名
	冬休み子ども将棋体験教室		100円	2回	30名	6名	12名
	冬休み子ども教室 ペットボトル万華鏡作り講習会	大麻公民館	無料	1回	20名	7名	7名
冬休み子ども教室 ネイチャークラフト～自由な木工細工～		無料	1回	20名	11名	11名	
市民対象教室							
	椅子ヨガ健康体操	中央公民館	無料	15回	30名	25名	310名
	キャッシュレス決済の利用について		無料	0回	15名	8名	開催中止
	シェフ直伝！江別産の野菜をもっとおいしく！		1,000円	1回	24名	16名	16名
	初めての陶芸教室～自分だけの器づくり	野幌公民館	粘土実費	10回	16名	15名	136名
	思いを伝える伝筆教室		12,000円	10回	12名	11名	91名
	野菜ソムリエの料理教室 豆腐ときのこのガラパオライスを作ろう！		1,000円	1回	15名	15名	15名
	栄養士の料理教室～健康寿命を底上げしよう！～		800円	1回	24名	11名	11名
	声を出して若返り朗読教室	大麻公民館	500円	10回	15名	5名	41名
	和食料理教室		11,000円	10回	24名	20名	169名
	シニア世代のいろは		無料	4回	各30名	80名	80名
	声を出して若返り！朗読発表会		無料	1回	限定無し	限定無し	24名
2、コミュニティセンター事業							
	コミセンロビーコンサート		無料	1回	限定無し	45名	45名
	江別地区市民まつり 大型紙芝居		無料	1回	限定無し	限定無し	108名
	江別健康セミナー～ロコモを防ごう！～		無料	1回	50名	46名	41名
	THE 吹奏楽 Junior high school in Ebetsu		無料	1回	限定無し	限定無し	143名
	2019クリスマスコンサートinコミュニティセンター		500円※中学生以下無料	1回	限定無し	限定無し	133名
	もっと知りたい！クラシック音楽講座		無料	2回	60名	69名	69名
	コミセンまつり		無料	1回	限定無し	限定無し	1,088名
	2020バレンタインコンサート		無料	1回	限定無し	限定無し	145名
3、文化ホール							
	合唱団えぼあ指導		1,200円	29回	25名	38名	331名
	サマーコンサート		無料	1回	限定無し	限定無し	259名
	クリスマス・ミニ・コンサート		無料	1回	限定無し	限定無し	61名
	合唱団えぼあ定期演奏会		無料	0回	限定無し	限定無し	開催中止
	えぼあロビーコンサート		無料	1回	限定無し	限定無し	182名
	えぼあオーブンドアコンサート		無料	1回	限定無し	限定無し	298名
	日替わりミニコンサート		無料	4回	限定無し	限定無し	300名
	クラシック音楽講座～天空を舞う金管の響き～	市民文化ホール	無料	1回	60名	48名	48名
	ビッグジャズ		無料	1回	限定無し	限定無し	202名
	えぼあ映画会		無料	3回	限定無し	限定無し	787名
	うた・ガラ・コンサート		前売1,000円 当日1,200円	0回	限定無し	限定無し	開催中止
	MAM公演「父と暮らせば」		一般2,000円 学生1,000円	1回	限定無し	限定無し	226名
	交歓舞台発表会		無料	2回	限定無し	限定無し	999名
	合唱団えぼあ訪問コンサート		無料	4回	限定無し	限定無し	101名
	合唱団えぼあ 札幌合唱連盟コーラスフェスティバル参加		無料	1回	限定無し	限定無し	16名
	ちびっこカラオケ		無料	1回	限定無し	限定無し	90名

## ■ 指定管理者の実績（平成26年度～令和元年度の平均値）

（単位：千円／年）

科目（内訳）	金額			
	公民館	コミュニティセンター	文化ホール	計
人件費	29,653	4,713	15,154	49,520
事業費	2,600	255	1,082	3,937
管理費	51,722	10,844	35,471	98,037
委託料	32,171	6,656	26,618	65,445
光熱水費	10,646	1,987	6,393	19,026
燃料費	5,257	1,305	1,952	8,514
修繕費	3,648	896	508	5,052
事務費	4,831	1,150	2,202	8,183
福利厚生費	167	52	31	250
消耗品費	2,615	636	1,248	4,499
印刷製本費	354	88	88	530
役務費	923	249	536	1,708
被服費	8	6	92	106
旅費	6	0	5	11
使用料・賃借料等	721	116	177	1,014
負担金・諸会費	2	0	3	5
公租公課	35	3	22	60
その他の経費	5,759	1,183	3,368	10,310
計	94,565	18,145	57,277	169,987

※その他の経費は、事務手数料及び消費税。

## &lt;参考&gt;

内訳	公民館	コミュニティセンター	文化ホール	計
指定管理料（千円／年）	90,148	16,635	50,386	157,169
利用料金（千円／年）	5,911	1,958	8,059	15,928
利用者数（人／年）	220,003	144,982	57,151	422,136

※ 当該実績は、利用料金制を採用したもの

## リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
第三者賠償	指定管理者の故意又は過失により第三者へ与えた損害		○
	上記以外の理由により第三者へ与えた損害	○	
不可抗力	不可抗力による施設、設備の損害	○	
	不可抗力による事業の中断	協議	
施設損傷	市が整備した施設・設備の潜在的瑕疵によるもの	○	
	指定管理者の管理瑕疵による施設・設備の損傷		○
施設修繕費	経常修繕、修理、補修など10万円未満の小額修繕		○
税制度の変更	消費税率の変更に伴う指定管理料の増加	○	
	上記以外の法令等改正によるもの		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中の業務内容変更		○
業務の中止・延期	管理者の事業放棄、破綻によるもの		○
	市の方針変更、手続遅延などによるもの	○	
経済的リスク	応募に係る経費の負担		○
	物価変動・金利変動による経費の増加		○
	需要変動による収入の減少		○
事業終了時の原状復帰	指定管理期間終了時又は期間途中での業務廃止又は指定管理者の取消を受けた場合の施設の原状復帰		○
引継	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

※リスク分担表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上リスク分担を決定するものとする。